

## 11. 日本前近代史の諸問題(4)―幕藩体制の構造と近世社会／近世

2025.12.15. 大橋 幸泰

### はじめに

「惣無事」は近世「公儀」が被治者に約束した責任／治者はこれをどのように維持しようとしたか？  
→本日は、兵農分離と小農自立の進展により、武力を独占した武士身分によって構成される近世権力(治者)と民衆(被治者)との関係について考える／近世人の政治常識とその現実

### 1. 役割分業の進展とその意識化

兵農分離・小農自立の進展／17C中までに、分業化が促されるとともに生業による役割分担の意識化へ  
\* 土農工商のほか、将軍・大名、天皇・公家、宗教者、下層民、賤民など、当該期のあらゆる階層を含む  
→それぞれの生業が「役」として果たされることによって秩序が成り立っている、という意識／「役」は負担であると同時に責任とその矜持をとまなう  
\* 横並び意識の醸成／その延長線上に、石門心学(18C初、商行為の矜持)の登場

もちろん、実際の身分秩序は尊卑上下観念をとまなう／だからこそ、被治者から治者への目は厳しい  
→武士(領主)がその役割を果たしていないと見なされた場合、被治者から強い批判が展開  
(→現実の尊卑上下関係によって構成されている身分制を揺さぶる／明治初年の「四民平等」へ)

### 2. 領主と武士の役割意識

領主と武士の役割意識の転換／勇猛な武将から知略・才覚に富む治者へ

- ・領主の責務：「仁政」・「安民」を実現すること
  - ・その家臣(武士)の責務：領主による「仁政」・「安民」の実現を補佐すること
- \* 近世人の政治常識

明君・暗君のモデルが存在

明君：「太平記読み」の流行により、軍略家から明君へイメージチェンジをとげた楠木正成

暗君：島原天草一揆(1637-38)を引き起こした松倉勝家・寺沢堅高

→飢饉や災害のとき、領主は「百姓成立」(百姓の経営維持)に必要な「御救」(年貢減免、施行、低利融資など)を実施するのが当然

→被治者は治者が「仁政」を行っていないと見なしたとき、「仁政」の回復を求めて運動を展開／これが百姓一揆

### 3. 「仁政」の現実

#### (1) 「仁政」の肩代わり

「仁政」という治者の責務：文治政治の思想的支柱

→人を含む一切の生類を幕府の統制下に置こうとする政策の登場

\* 5代将軍徳川綱吉による生類憐み政策(17C末)

→かえって被治者を苦しめるという矛盾により破綻

\*ただし、福祉政策的な内容(捨て子・行き倒れ人の村社会による保護義務など)はその後も継承

→「仁政」の一部は、村社会(共同体)や地域有力者が肩代わり

## (2)階層分解の進展

a.領主による厳しい収奪(←軍役の転嫁)

\*村請制のもと、小前百姓(小農)の年貢未進分を上層百姓が肩代わり／耕作田畑を質入れ

→田畑永代売買禁止の原則により、質流れという形式による土地の移動が頻繁に起こる

→18C、地主小作関係の増加／近世後期、**豪農の登場**

b.商品経済の進展

\*近世百姓、「惣無事」のもと、安定した経営維持を志向

・新田開発・集約的農業の促進／農具・肥料の開発と商品化

・商品作物の生産／「余作」・「余業」の拡大

→18C、幕府・諸藩の殖産興業による財政補強の志向が、商品経済の進展を後押し

\*ただし、武士を治者とする支配構造と矛盾／幕藩権力の原則は抑商主義

→**商品経済の活発化／豪農が在郷商人として、手広く商売を展開**

→**富の偏在を促進**

これらにより、百姓の階層分解が進展

\*近世後期、豪農が地域秩序維持の主導権を掌握

## おわりに

「惣無事」の維持には、治者の責務としての「仁政」が不可欠

→被治者は自立(自律)的に自らの役割を意識しつつ、治者である武士(領主)に対して「仁政」実現という役割を求める／主体的被治者意識

17C 後～18C 末、幕藩体制の安定期／諸身分の横並び意識が醸成

→治者による「仁政」・「安民」を実現するための理念が「民本徳治」／治者の責務としての「仁政」が実現可能なものとして、被治者から信じられていた

→しかし、実際には実現は困難／時代を経るにしたがって、その矛盾が徐々に進行

## 【参考文献】

深谷克己『日本の歴史 6 江戸時代』(岩波書店[ジュニア新書]、2000年)

尾藤正英『江戸時代とはなにか』(岩波書店、1992年、のち岩波現代文庫に2006年再刊)

大橋幸泰『検証 島原天草一揆』(吉川弘文館、2008年)

若尾政希『「太平記読み」の時代』(平凡社、1999年、のち平凡社ライブラリーに2012年再刊)

## 【付記】

・明日までに、Waseda Moodleにて講義記録の提出を求める。

・小レポート提出期限 2026年1月18日／小レポートを提出した者が試験(2026年1月26日)の受験資格を有する。